

健和会制度教育研修 講義  
2013年3月1日(スライド80+”おまけ”9枚)

# 社会保障・社会福祉と 生活保護のあり方

健和会 臨床・社会薬学研究所  
所長 片平洌彦

# はじめに：自己紹介に代えて

- 略歴

元々・東京大学大学院生(保健社会学)

元・東京医科歯科大学助手(臨床薬理学)・助教授

前・東洋大学教授(社会福祉学)(2015年定年退職)

現・新潟医療福祉大学特任教授(医療福祉学)/

健和会・臨床・社会薬学研究所所長

\*「虚弱児」「病気のデパート」のKK氏がなぜ健康になったか？

— 全ての人に役立つ科学的健康法とは？

# 難病患者 K . K . の病歴

1944年生まれ

1951年(7歳)頃～ **アレルギー**

蕁麻疹, 喘息, 鼻炎

1988年(44歳) “Economy Class Syndrome”  
(旅行者**血栓症**)

1999年(54歳) Ulcerative Colitis  
(潰瘍性大腸炎 = **炎症性腸疾患**  
IBDのひとつ)

# 炎症性腸疾患 (IBD) の脂肪酸バランス 失調仮説 (片平, 2001年)

炎症性腸疾患の発生・増悪・再燃にリ  
ノール酸 (n-6) 系脂肪酸 (植物油に多  
い) 摂取は促進的に、 $\alpha$ -リノレン酸  
(n-3) 系脂肪酸 (しそ油、魚油に多い) 摂取  
は抑制的に作用する。この摂取比の上  
昇が、炎症性腸疾患の発生・増悪・再  
燃の少なくとも一因になっている。

# 脂肪酸バランス失調説の根拠

- 1) **疫学的研究**で、患者群の方がファーストフードやマーガリンを多く食べている。
- 2) **臨床的・実験的研究**から、**アラキドン酸カスケードの理論**で説明できる。
- 3) IBDに有効な**薬**は、アラキドン酸の代謝を妨げる**作用**がある。
- 4) 科学的な**臨床試験法 (DBT)**で、魚油が有効であった。
- 5) 人為的にIBDを起こす**動物実験**で、n-3の投与が有効であった。

(片平洌彦、小松喜子の文献的考察、2000年9月に日本脂質栄養学会で報告)

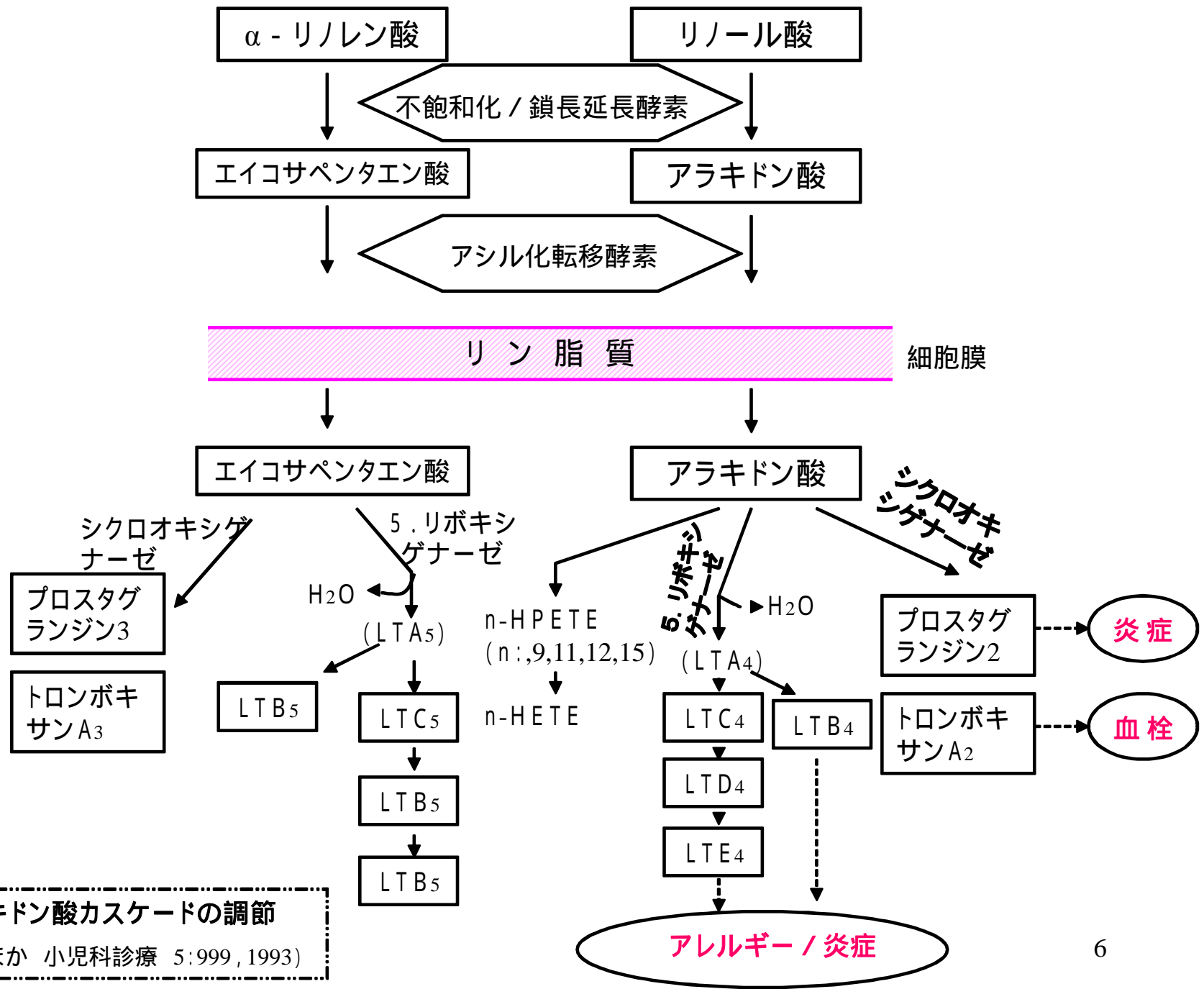


図1 アラキドン酸カスケードの調節  
 (鳥居新平ほか 小児科診療 5:999, 1993)

## K . K . はどのような食事をしたか？

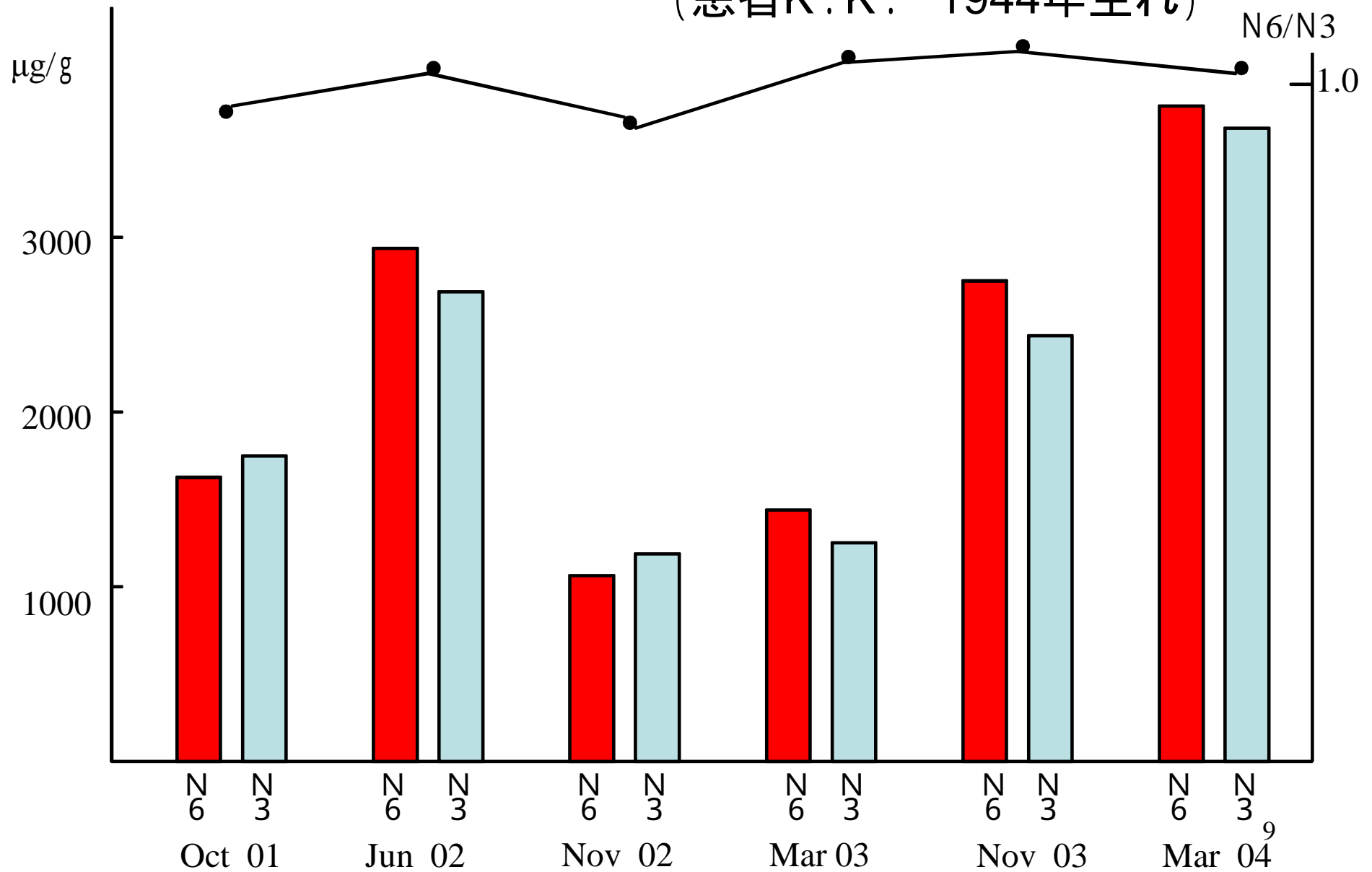
- ・洋食をできるだけ控え、**和食中心**
- ・初期は、ごはん・魚・野菜・果物中心
- ・食用油は**シソ油**をドレッシングで使用
- ・加工食品の表示を見て、「**植物油脂**」と書かれているものは**原則食べない**
- ・てんぷらを食べる時は衣を剥いで食べる
- ・お寿司を含め、**魚**はほぼ毎日食べた。

# 難病患者K.K.の健康回復経過

- 1999年7月～ UC発症, 2ヵ月間入院, 3週絶食  
9月～ 脂肪酸バランス改善食の徹底開始
- 2001年3月 若干の再燃  
4月 アレルギー鼻炎の治療、時間的理由で中断  
10月 赤血球膜中脂肪酸測定で  
n-6 / n-3がほぼ1 (以後6回同様)
- 2002年3月 大腸CF検査で異常なし、他の検査値も全  
項目正常、服薬全て中止
- 2004年以降 風邪をひき難くなり、鼻もよく通り、快調(腸)

# 赤血球膜中のn - 6 / n - 3 比の変動

(患者K.K. 1944年生れ)



# 保健医療において必要な改善事項

脂肪酸バランス比測定検査の健康保険取り入れ促進

脂肪酸バランス比測定検査の健康診断項目への取り入れ

病院給食の改善

服薬指導の改善

# クイズ

「生活保護制度」に関する7問7答。  
正解は？(以下、日弁連の文書を参考に作成)

以下のスライドの文章は正しいか(あるいは、不当か)否かを答えなさい。

## 回答

1. 正しい(不当だ)
2. 正しくない(不当ではない)
3. わからない
4. その他

Q1. 生活保護利用者は過去最高に  
増えている。

A1.

回答

1. 正しい
2. 正しくない
3. わからない
4. その他

A1. 1.正しい

但し、利用率は減っている。

	2011年度	1951年度
人 口	1億2700万人	8457万人
生活保護利用者数	205万人	204万6000人
利 用 率	1.6%	2.4%

Q2. それでも生活保護の利用率は諸外国(独、仏、英、瑞)と比較し高い。

A2.

回答

1. 正しい
2. 正しくない
3. わからない
4. その他

## A2. 2.正しくない

日本の生活保護利用率は、先進国とくらべると極めて低い数字。むしろ、数百万人が保護からもれている。

	日本	ドイツ	フランス	イギリス	スウェーデン
人口(人)	1億2700万	8177万	6503万	6200万	941万5570
生活保護利用者(人)	199万 8957	793万 5000	372万	574万 4640	42万2320
利用率(%)	1.6	9.7	5.7	9.27	4.5
捕捉率(%)	15.3 ~ 18	64.6	91.6	47 ~ 90	82

Q3. 生活保護総額中の不正受給額の割合が年々増えている。

A3.

回答

1. 正しい
2. 正しくない
3. わからない
4. その他

## A3. 2.正しくない

不正受給額の割合(2007～10年度)は保護費全体の0.4%程度。大きな変化なし。しかも、その中には悪質とはいえないケースも含まれている。

年 度	2007	2008	2009	2010
生活保護利用世帯数 (人)	154万3321	159万2629	176万3572	195万2063
生活保護総額(円)	2兆6175億	2兆7006億	3兆0072億	3兆3296億
不正受給件数 (全体に占める率)	15,979	18,623	19,726	25,355
	1.44%	1.62%	1.54%	1.80%
不正受給額(円) (全体に占める率)	91億8299 万	106億1798 万	102億1470 万	128億7425 万
	0.35%	0.39%	0.34%	0.38%

Q4. お金持ちの息子と別居している  
親が生活保護を受けているのは  
「不正受給」だ。

A4.

回答

1. 正しい
2. 正しくない
3. わからない
4. その他

## A4. 2.正しくない

「不正受給」ではない。また、徹底調査が行きすぎると、本当に生活保護を必要とする人が利用できなくなってしまう。

(説明)生活保護法第4条(保護の補足性の原理)には、「民法に定める被扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする」と記されており、「要件」としては規定されていない。但し、一般に、夫婦相互間および未成熟の子(義務教育修了前の子)に対する親には、強い扶養義務が課せられているとされる。

Q5. 生活保護基準が最低賃金や年金より高いのは不当だ。基準を下げるべき。

A5.

回答

1. その通り
2. その通りとは言えない
3. わからない
4. その他

## A5. 2. その通りとは言えない 最低賃金や年金が低すぎるのが問題。

生活保護基準は、生存権の内容である「健康で文化的な最低限度の生活」を維持するために必要な額はいくらかという観点から、1円単位の積み上げで綿密に計算されている。最低賃金や年金が生活保護基準を下回り、生存権が守られていないことの方が問題。生活保護費が「高すぎる」のではなく、最低賃金や年金が「低すぎる」のが問題。

最低賃金、年金額などを生存権が維持できるレベルまできちんと引き上げるかたちで解決されることが必要。

Q6. 生活保護基準が引き下げられても、非利用者には関係ない。

A6.

回答

1. 正しい
2. 正しくない
3. わからない
4. その他

## A6. 2.正しくない

いろいろな制度に影響する。あなたも影響を受けるかもしれない。

生活保護基準は、非課税限度額など様々な低所得者対策制度と連動している。生活保護非利用者も、基準の引下げに伴い、個人負担が増加したり、今まで受けられていたサービスが受けられなくなるおそれがある。

### 【生活保護基準引下げの影響】

住民税の非課税限度額が下がり、今まで無税だった人が課税される。

非課税だと安くすんでいた負担が増える。

介護保険料、医療費上限、保育料、一部自治体の国民健康保険料など。

保護基準に基づいて利用条件を設定している施策が利用できなくなる。

(全国)介護保険利用料・保険料の減額、障害者自立支援利用料の減額、生活福祉資金の貸与、就学援助給付などの利用。

(一部自治体)地方税の減免、地方税滞納処分の禁止、国民健康保険料の減免、公立高校授業料減免、公営住宅家賃減免などの利用。

Q7. 財政破綻を防ぐには生活保護  
を減らせばいい。

A7.

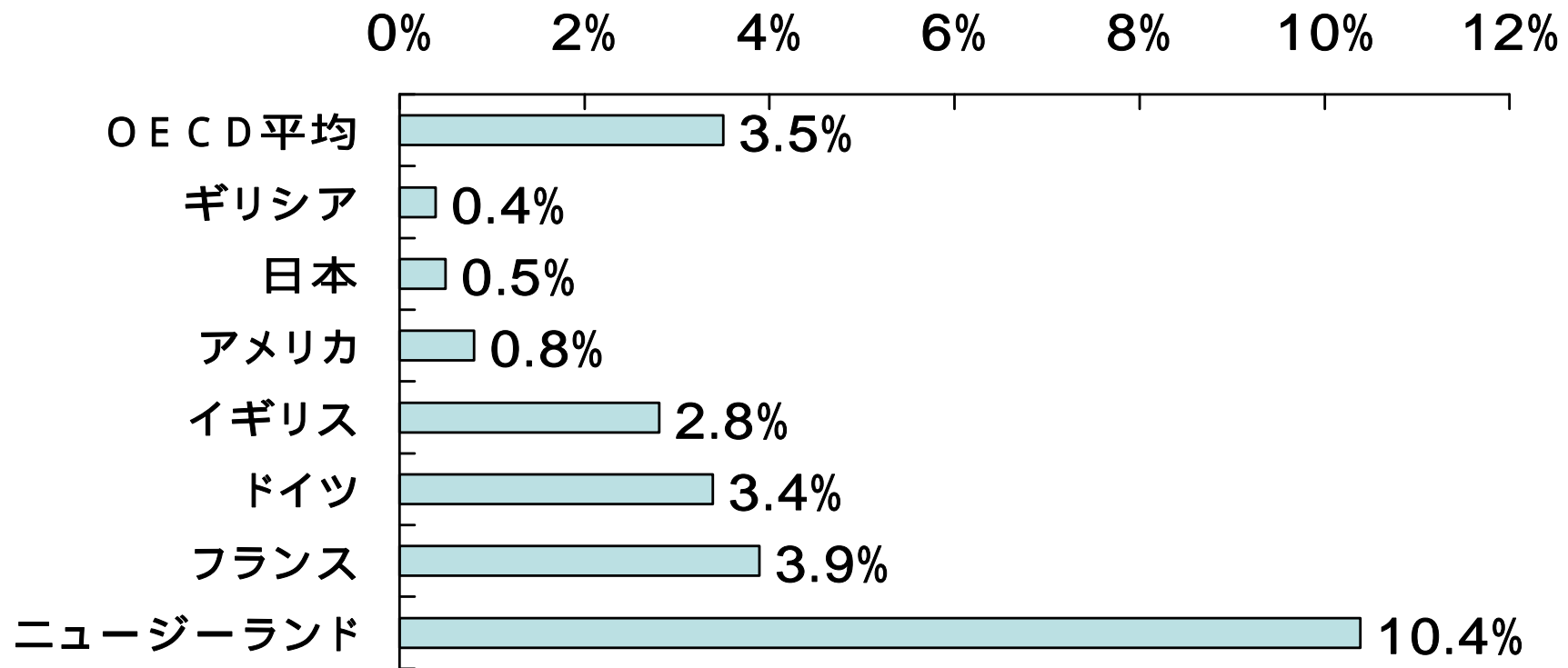
回答

1. 正しい
2. 正しくない
3. わからない
4. その他

# A7. 2.正しくない

## 生活保護費のGDPに占める割合は日本は低い

各国の社会扶助費のGDPに占める割合比較  
(1995年)



# まとめ

日本では、生活保護は「権利」である(憲法第25条)。しかし、十分に利用されていない。それどころか、誤った情報に基づく、生活保護に対するバッシングが後を絶たない。

生活保護は、「健康で文化的な最低限度の生活」を営むための最後のセーフティネット(命綱)。みんなが安心して暮らすためには、この最後のセーフティネットがいつでも安心して使えることが重要。誤った情報に惑わされず、正確な知識を得て、困ったときには、国民の「権利」である生活保護を利用して、人間的な生活をするようにしたい。

# 1. 社会保障を受ける権利

## 1) 日本では(1) 憲法13条

### ・生命・自由・幸福追求の権利

「すべて国民は、個人として尊重される。生命・自由及び幸福追求に対する個人の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

(日本国憲法第13条、1946年公布)

# 1. 社会保障を受ける権利

## 1) 日本では(2) 憲法25条

- 国民の権利、国の努力義務

「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、**社会保障**及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」

(日本国憲法第25条、1946年公布)

# 池田香代子 新訳では・・・

## 第25条

すくなくともこれだけは、というレベルの、健康で文化的な生活をいとなむことは、すべての人の権利です。

国は、生活のあらゆる分野に、社会としての思いやりと、**安心**と、すこやかさがいきわたり、それらがますます充実するように、努力しなければなりません。

(「やさしいことばで日本国憲法」マガジンハウス、2002)

# 1. 社会保障を受ける権利

## 2) 世界では(1) 世界人権宣言

「何人も社会の一員として、**社会保障**を受ける権利を有する」(第22条)

「何人も衣食住、医療及び必要な社会的施設を含め、自己及び自己の家族の健康と福利のために十分な生活水準を享受する権利を有し、かつ失業、疾病、能力喪失、配偶者の喪失、老齡、または不可抗力によるその他の生活能力の喪失の場合に、保障を受ける権利を有する。」(第25条)

(世界人権宣言、1948年国際連合第3回総会採択)

# 1. 社会保障を受ける権利

## 2) 世界では(2) 国際人権規約

「この規約の締約国は、社会保険その他の**社会保障**についてのすべての者の権利を認める。」

(国際人権規約 A規約第9条、1966年国際連合第21回総会採択)

## 2. 社会保障の定義、考え方

### 1) 日本では(1) 「50年勧告」

「社会保障制度とは、**疾病、負傷、廃疾、死亡、老齡、失業、多子その他の困窮の原因**に対し、**保険的方法**又は**直接公の負担**において**経済保障の途**を講じ、**生活困窮に陥った者**に対しては、**国家的扶助**によって**最低限度の生活を保障する**とともに、**公衆衛生及び社会福祉の向上**を図り、**もってすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるように**することをいう」

(社会保障制度審議会勧告、1950年)

## 2. 社会保障の定義、考え方

### 1) 日本では(2) 「95年勧告」

「社会保障制度の新しい理念とは、**広く国民に健やかで安心できる生活を保障すること**である。……(中略)……社会保障制度は、**みんなのためにみんなで作くり、みんなを支えていくもの**として、21世紀の社会連帯のあかしとしなければならない。これこそ今日における、そして**21世紀における社会保障の基本理念**である。」(Q:「**貧者は他人を支えられるか?**」)

(社会保障制度審議会勧告、1995年)

## 2. 社会保障の定義、考え方

### 2) 世界では(1) ILO, 1944年

すべての人間が経済的保障を受ける権利をもつことを確認するだけでなく、「**保護を必要とするすべての者に基本的収入と包括的な医療を与えるよう、社会保障の措置を拡張すること**」がILOの「**厳粛なる義務である**」と言明。所得保障と医療に関する2勧告を採択。

医療に関する勧告は、「**必要とする時に随時、必要とする全ての人々に医療が与えられ**」「**社会扶助により補充される社会保険の医療サービスを通じ、または公の医療サービスを通じ、これを提供しなければならない。**」

(ILO 第26回総会「フィラデルフィア宣言」、1944年) <sup>34</sup>

## 2. 社会保障の定義、考え方

2) 世界では(2) 社会保障憲章、1961年

- ・「**社会保障は労働者階級の基本的権利である。**」
- ・「国家的保健制度あるいは社会保障制度によって、働く人々とその家族の構成員に対して**全額無料の医療**が提供されなければならない。」

(第5回世界労働組合大会、モスクワ、1961年12月)

# 3. 社会保障はなぜ必要か(1)

## 所得再分配の必要性

資本主義の市場経済は、基本的に「弱肉強食」であり、「自由競争」(国家権力不介入)のまま放置すると、労働の対価である所得の格差が拡大し、「**富者は益々富者に、貧者は益々貧者に**」なる。これでは社会の公正や安定は損なわれ、貧者の生存権・健康権は保障されず、また、不満、攻撃、犯罪等を生み出してしまう(一般に、富者は「逮捕」の危険をおかして盗みをする必要はない)。

そこで、**強制的に徴収した税金等から、社会的援助を必要とする人たちにお金を再分配することにより、社会の公平化・安定化が期待されることになる。**

これを(垂直的)所得再分配という。従って、**社会保障における国の責任は必要不可欠**である。

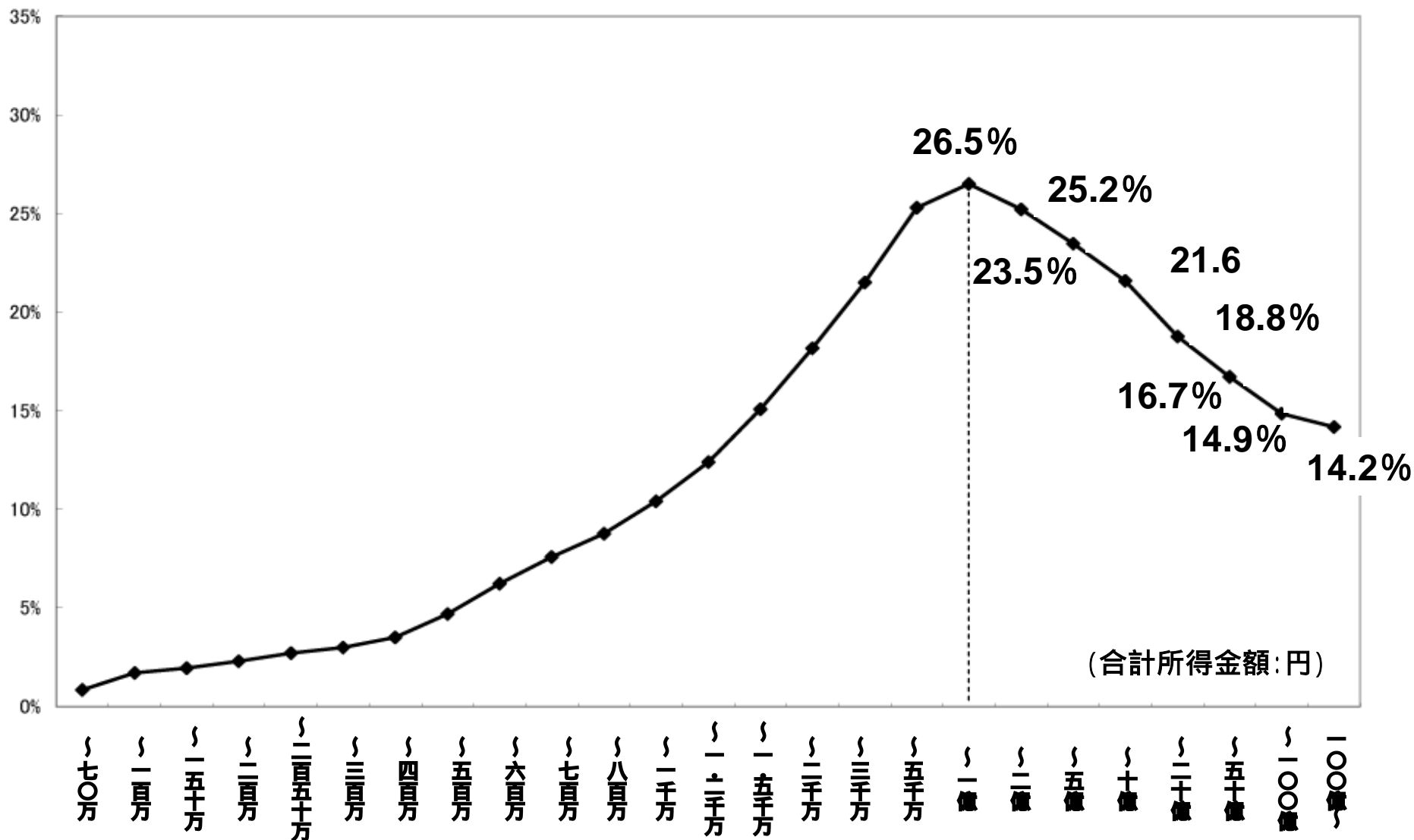
### 3. 社会保障はなぜ必要か(2) 「負担の公平は租税の命」

負担の公平は租税の命です。公平を欠いた税制や税務行政は崩壊し、国家は穴のあいた船のように沈没してしまいます。能力のあるものはより重く、能力の少ないものはより軽く負担するのが負担の公平ということでしょう。……税は貧富の差を出来る限り縮める役割をはたさなければならないということです。金持ちの人には多く、貧しい人たちには少なく税を負担させ、その財源を社会保障制度などを通じて貧しい人たちに分かち与えることは、福祉国家を標榜するからには当然のことでしょう。

志場喜徳郎(元国税局長)「税を見る目」東京国税局、  
1967年

# 申告納税者の所得税負担率(2007年分)

(負担率)



(備考) 国税庁「平成19年分申告所得税標本調査(税務統計から見た申告所得税の実態)」より作成。

(注) 所得金額があっても申告納税額のない者(例えば還付申告書を提出した者)は含まれていない。

また、申告不要を選択した場合の配当所得や源泉徴収で課税関係が終了した源泉徴収特定口座における株式等譲渡所得や利子所得等も含まれていない。

財務省資料より [http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2010/zei001e.htm](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2010/zei001e.htm)

## 4 . 格差社会論 ( 1 )

問い:小泉「構造改革」は、社会の貧富の格差を拡大させたのではないか？

小泉首相:「私どもが進める構造改革は、決して弱者を切り捨てるものではない。」(否定)

「格差はどの国でもどの時代でもある。格差が出るのは、別に悪いことと思っていない。」(居直り)

加藤紘一元自民党幹事長「格差はあって当たり前というのは、政治家の言うべき言葉ではない。そんなことを言った政治家はいない。竹中政治になりすぎた。

(テレビ朝日での発言、2006年5月5日)

# ビデオ (DVD) 上映 (1)

- 2006年2月20日 23時40分頃から約4分  
フジテレビ News Japan  
ジニ係数 (格差社会の1指標) について



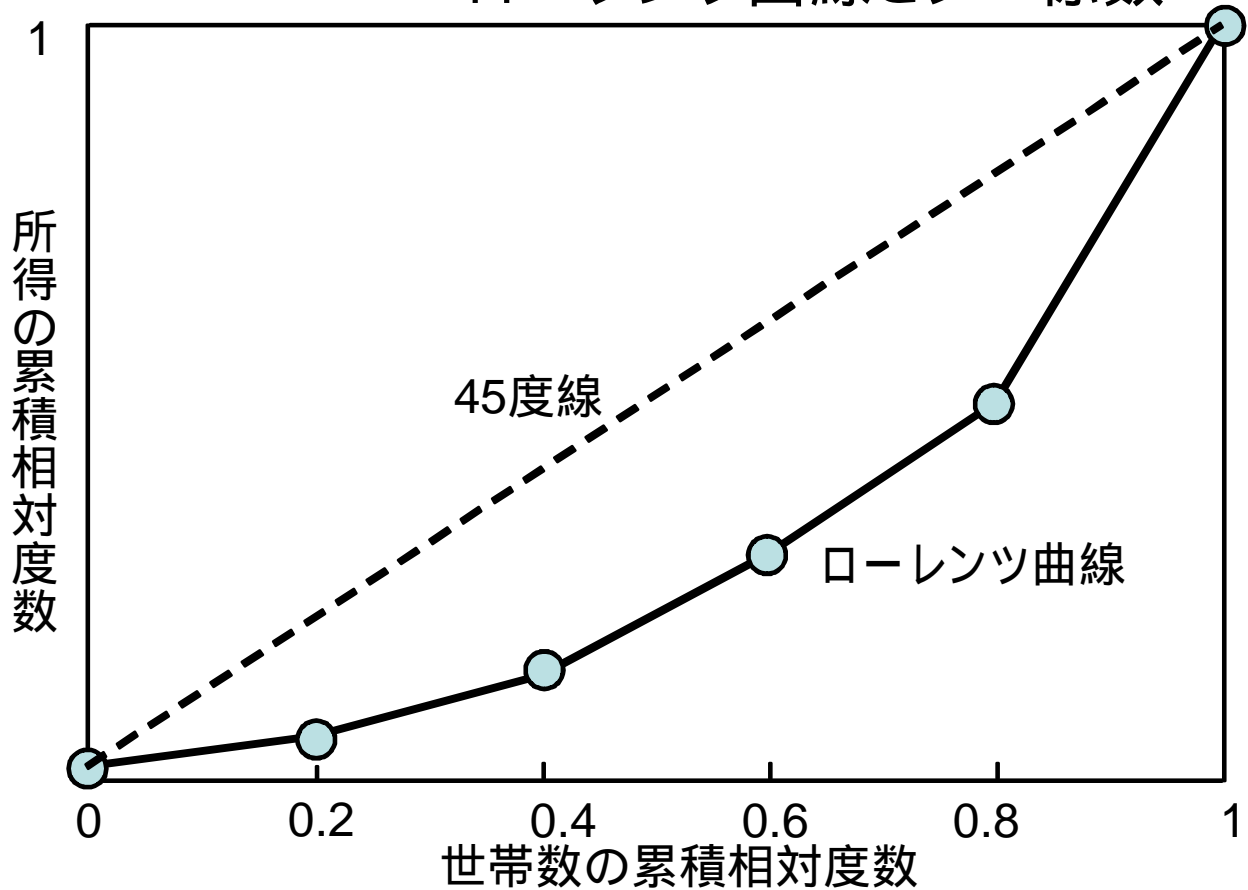
# ジニ係数(Gini's coefficient)とは

イタリアの数理統計学者コッラド・ジニが1936年に考案した格差(所得分配の不平等の程度)等を測る指標。0(全員が同じ所得)から1までの値をとり、1に近いほど格差が大きい。

目安として、0.4~0.5だと格差がきつく、0.5を超えると政策的に是正を要するとされる。

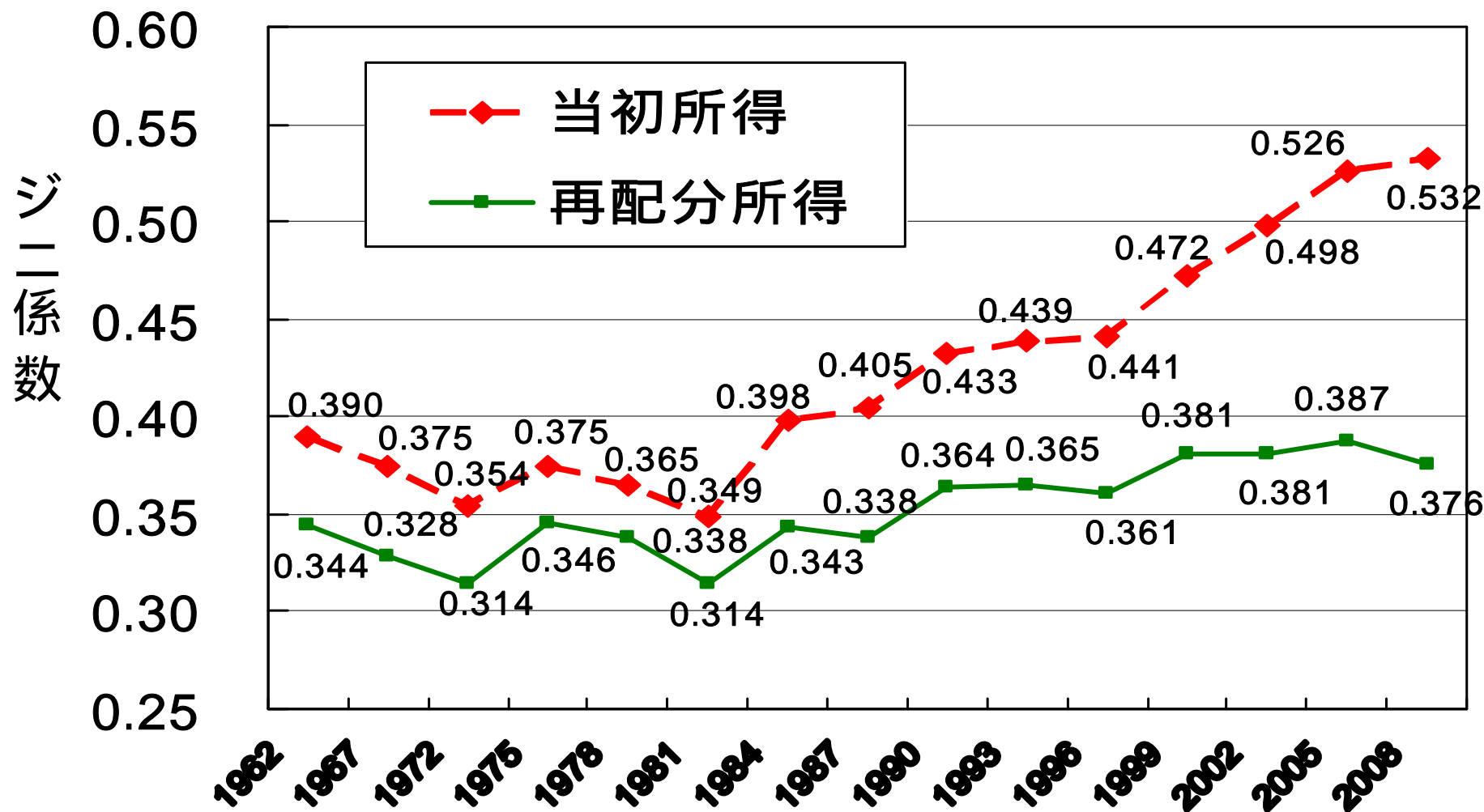
ローレンツ曲線と対角線に囲まれた面積から計算する方法がある。

# ローレンツ曲線とジニ係数



世帯	相対度数	累積相対度数	所得	累積値	累積相対度数
A	0.2	0.2	10	10	0.05
B	0.2	0.4	20	30	0.15
C	0.2	0.6	30	60	0.3
D	0.2	0.8	40	100	0.5
E	0.2	1.0	100	200	1

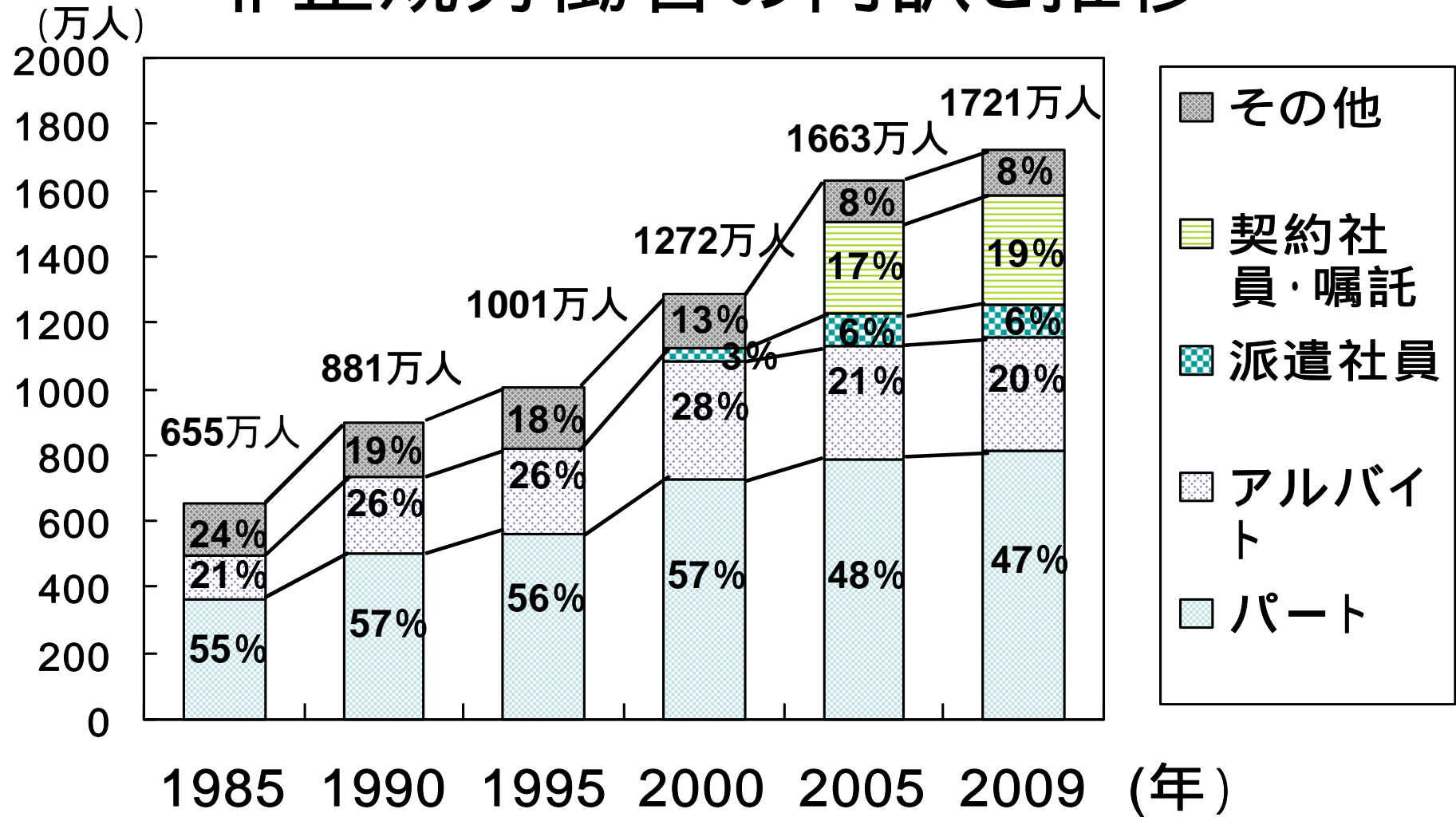
# なぜ所得格差は拡大したのか 所得格差の推移(ジニ係数)



出典:「所得再分配調査」厚生労働省

『格差社会と新自由主義』坂井素思, 岩永雅也 放送大学教育振興会 2011 p78

# 進む雇用の流動化 非正規労働者の内訳と推移



出典：「所得再分配調査」厚生労働省

『格差社会と新自由主義』坂井素思，岩永雅也 放送大学教育振興会 2011 p109

# 1989 - 2003年の「大企業・金持ち減税」の実態(1)

## 法人税の減税

- 1989年 42% 40%
- 1990年 40% 37.5%
- 1998年 37.5% 34.5%
- 1999年 34.5% 30%
- 2003年 研究開発・設備投資減税

(「グラフで見る医療改革」全国保険医団体連合会、2004年より)

# 1989 - 2003年の「大企業・金持ち減税」の実態(2)

## 所得税等の減税

- 1989年 所得税の最高税率60% 50%  
有価証券取引税の税率0.55% 0.3%
- 1998年 有価証券取引税の税率0.3% 0.15%
- 1999年 所得税の最高税率50% 37%  
有価証券取引税の税率0.15% 廃止!
- 2003年 証券税制で、株の譲渡益・配当への課税軽減

(「グラフで見る医療改革」全国保険医団体連合会、2004年より)

# 中谷巖氏の批判(“懺悔”) その1

- 「かつて日本の所得税率(国税)は最大75%に達していた。…それが今では所得税の最高税率は37%であり、…こうした税改革によって得をしたのは結局、一握りの成功者たちだけであり、貧しい人たちに対する再配分はおろそかになってしまった。それが今の格差社会をもたらしたのは言うまでもない。」

(中谷巖「資本主義はなぜ自壊したのか 『日本』再生への提言」378頁、集英社文庫、2011)

\* 中谷巖(なかに・いわお)氏は、一橋大学卒、ハーバード大学講師、大阪大学・一橋大学教授等を歴任。長谷川美千子氏の本書「解説」によれば、「かつて小渕内閣のもとにつくられた『経済戦略会議』の主要メンバーとして『構造改革』『規制撤廃』を訴え、『グローバル資本主義』の旗振り役をつとめてきた著者が、一転してその危険性を説いているのが本書である。とすれば、これはまさに『転向』の宣言であり、『懺悔の書』に<sup>47</sup>ほかならないということになる。」

# 「構造改革」で誰が得したか？ — 各部門の所得と税収の変化

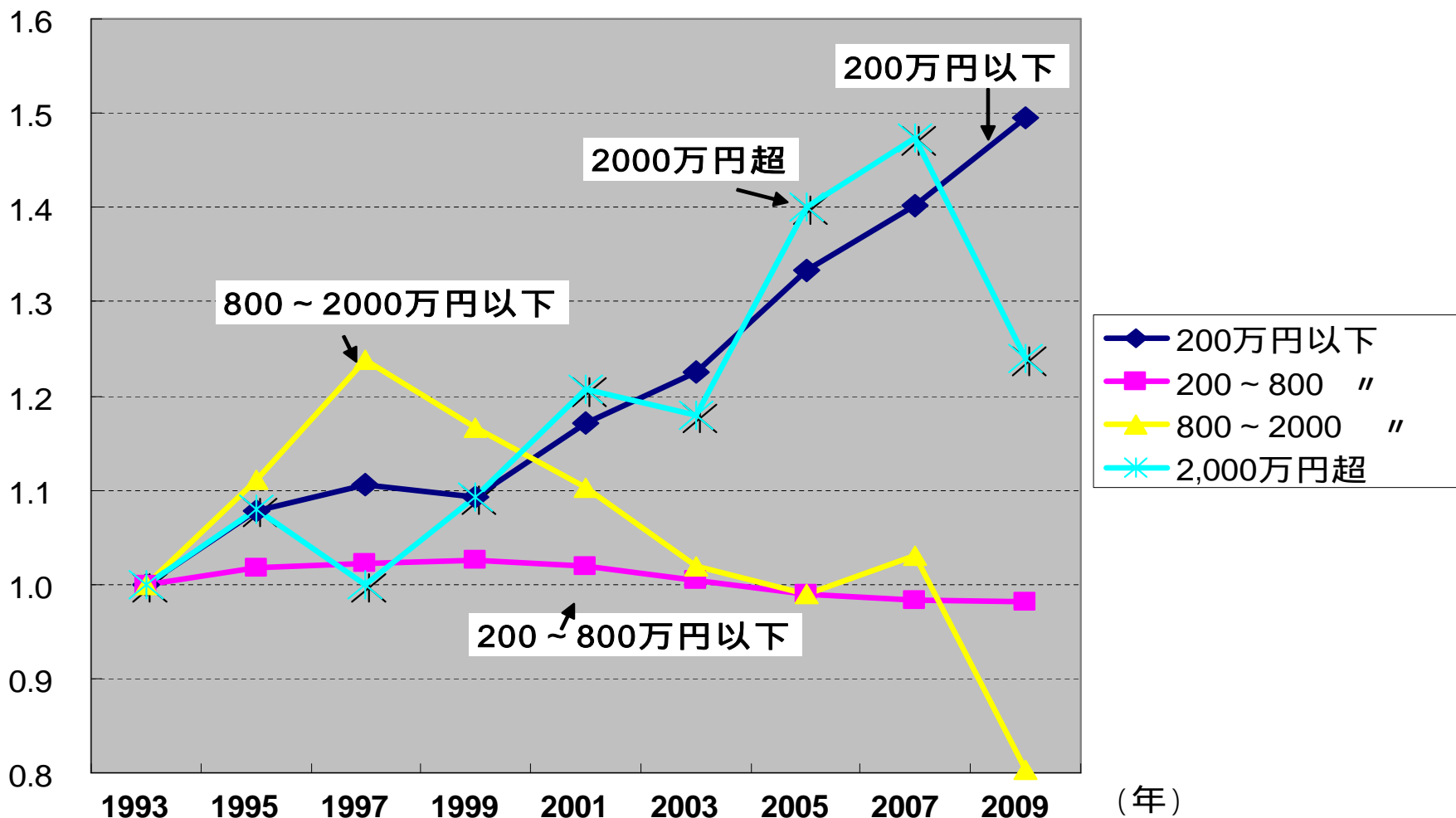
	95年度	00年度	05年度
大企業の経常利益	100.0	139.5	211.7
大企業の1人当たり役員報酬	100.0	106.4	196.2
中小企業の1人当たり役員報酬	100.0	95.6	85.9
企業の従業員1人当たり給与	100.0	96.5	90.7
企業の株式配当	100.0	117.1	303.8
法人3税の税収	100.0	88.7	92.7
所得税・住民税の税収	100.0	94.8	83.3
消費税収(地方消費税を含む)	100.0	170.6	179.3

企業関係データは財務省「法人企業統計調査」、税収は政府の決算・予算より。  
1995年度の水準を100としてその後の変化を指数で表した

# この日本で134万人が・・・ (大富豪・大貧民)

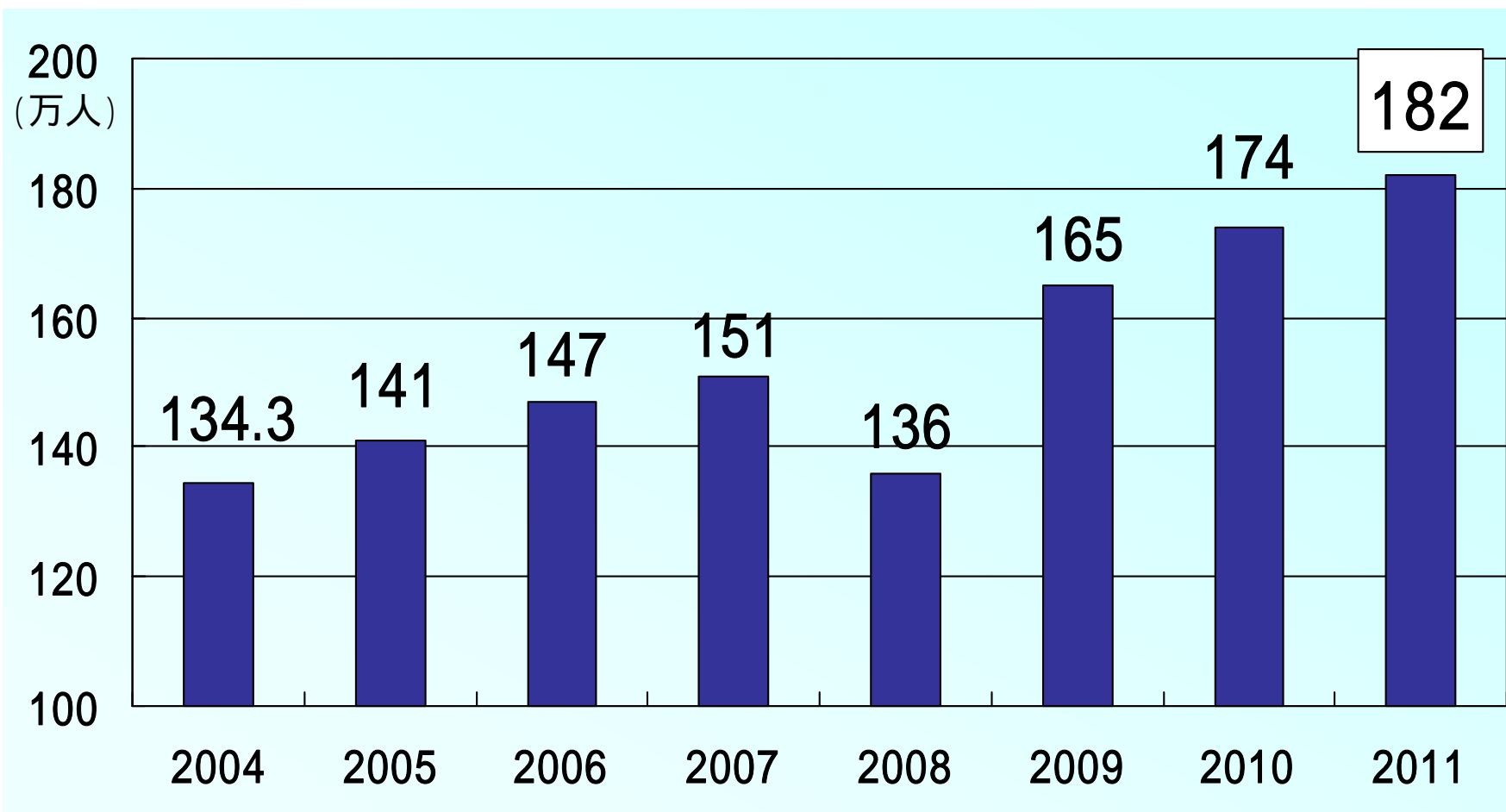
- 不動産を除く資産(貯金、株等の有価証券等)が10万ドル(1億1千万円)以上の方は、2004年に**134万人**を超えた。  
(メリルリンチ証券の報告)
- **生活保護**の被保護実人員(1ヶ月平均)は、2003年に**134万人**を超えた。(厚生労働省報告。2012年6月には、211**万人**を超えた！)  
(しかし、「生活保護を受けられるのはまだ良い」との声もある。低所得層・非正規就業者の激増など、「底辺」には膨大な貧困層が存在と指摘される。)

# ワーキング・プア著増、大富豪も増加！ (1993年を1とし,16年間の指数)



国税庁「民間給与実態統計調査」報告書から作成。2008年 = リーマン・ショックの年  
<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan/toukei.htm#kekka>

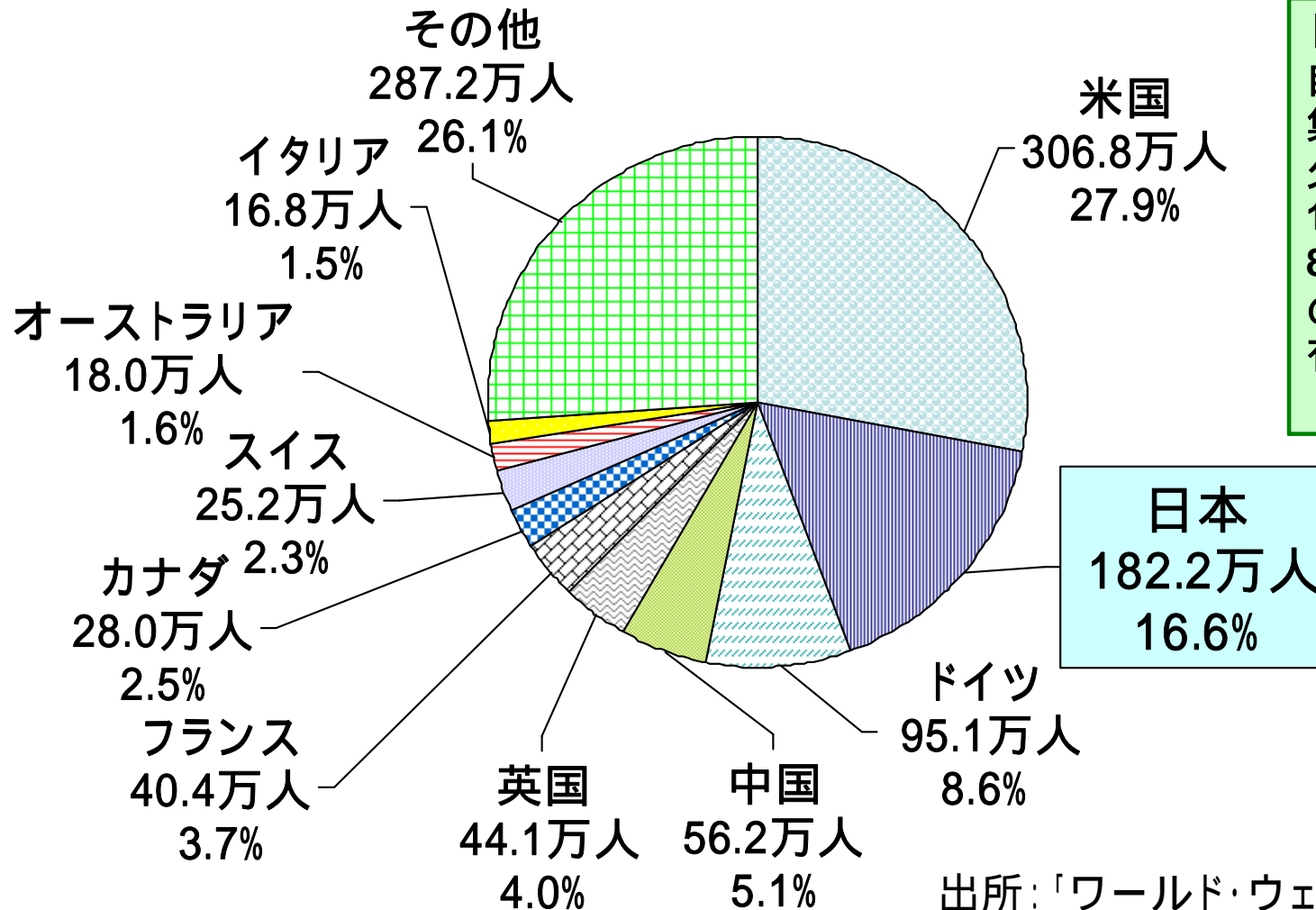
# 日本の富裕層人口の推移 182万人 過去最高



出所:「ワールド・ウェルス・レポート」  
週刊ダイヤモンド 2012-10-20 p31

# 国別の富裕層人口

## 日本は世界の第2位 全世界の16.6%



【富裕層の定義：  
自宅不動産、収  
集品、消費財、耐  
久消費財以外で、  
100万ドル(約  
8000万円)以上  
の金融資産を所  
有する人】

日本  
182.2万人  
16.6%

出所：「ワールド・ウェルス・レポート」  
週刊ダイヤモンド 2012-10-20 p31

## 中谷巖氏の批判(“懺悔”) その2

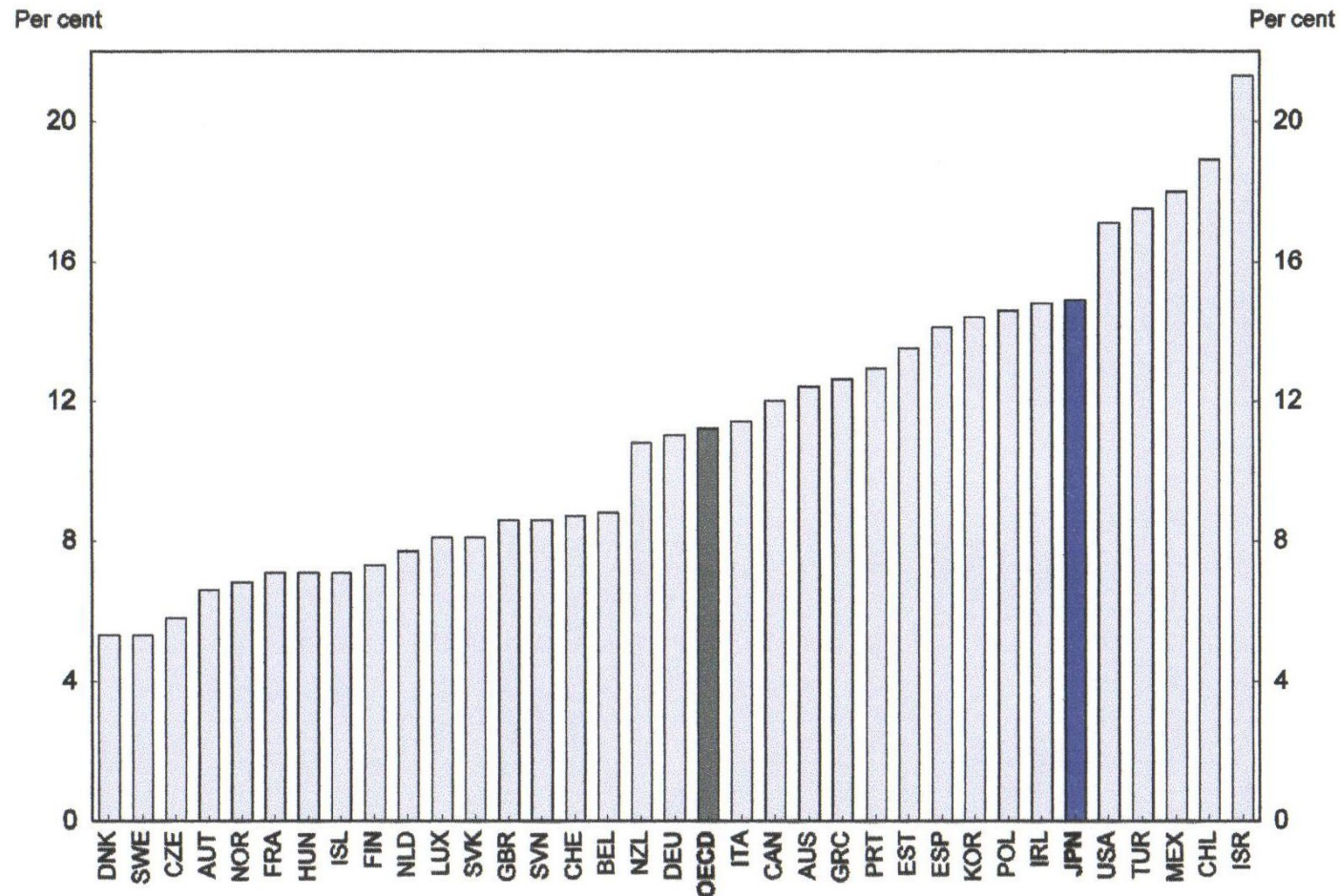
- 「年収200万円以下の給与所得者が1000万人を超えているというのは、決して本人の怠慢でも、努力不足でもない。これはグローバル資本主義と、「自己責任」をドグマとする新自由主義思想がもたらした貧困に他ならないのである。」

(中谷巖「資本主義はなぜ自壊したのか 『日本』再生への提言」361頁、集英社文庫、2011)

# 相対的貧困率とは？

- 全国民の等価可処分所得の中央値の半分に満たない国民の割合。(OECDの定義)
- これを平易に言えば、「全国民を所得順に並べて、真ん中の人の半分以下しか所得がない人の割合」
- 可処分所得 = 所得 - (所得税 + 住民税 + 社会保険料 + 固定資産税)
- 「等価可処分所得」とは、世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得。

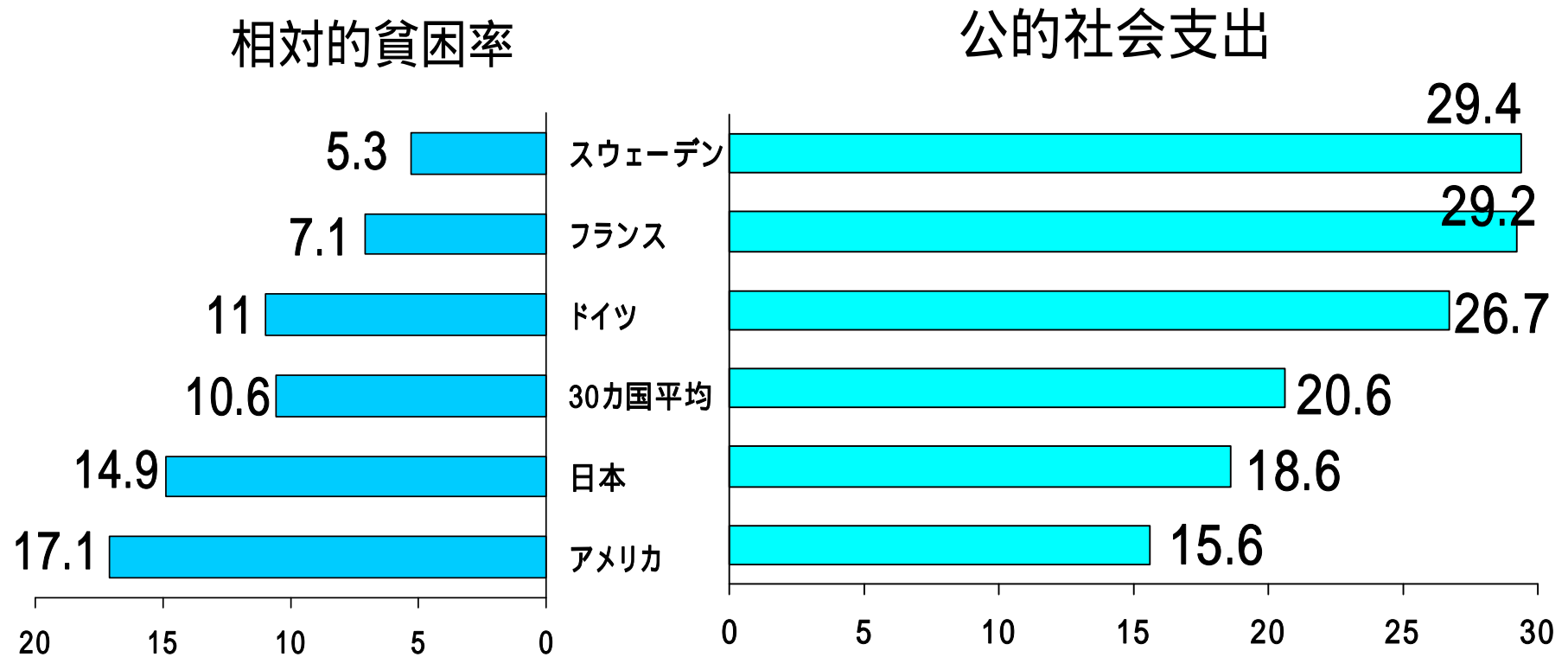
# 2000年代半ばにおける相対的貧困率の国際比較<sup>1</sup>



1. 貧困率は、等価可処分所得が全人口の中央値の50%未満である者の割合により定義される。各国は貧困率が高くなるにつれて、左から右へと並んでいる。所得の概念として、家計の規模を調整した家計可処分所得を用いている。

出典: OECD (2011), Income distribution questionnaire.

# 図表6 相対的貧困率と 公的社会支出の国際比較



(注) 公的社会支出は2005年の対GDP比。

相対的貧困率は所得中央値の半分以下の所得しかない人の割合。ともにOECD調べ

# 社会福祉の概念(3)

真田 是の定義(2002年)

- 狭義： 自立を困難にされている人々への施策。
- 広義： 生活関連の公共施策の総称

(真田是、社会福祉辞典、大月書店、2002)

# 社会福祉の概念(4)

## 片平洌彦の定義(2009年)

- 援助を必要とする人(要援助者)に対して、社会的に援助を行うこと。  
また、要援助者の発生を防ぐための社会的な施策を行うこと(「予防福祉学」)。

# 日本の社会福祉は改善・向上しているか？《1》「社会福祉基礎構造改革」

- 1) 「措置から契約へ」の「社会福祉基礎構造改革」により、「福祉の市場化」が進み、福祉サービスを買える人には有利、買えない人には不利な社会が作られた。

（「措置」とは、行政が福祉サービスの決定・提供を行うこと、「契約」とは、サービスの利用者が提供者と契約を結び提供を受けることである）

# 日本の社会福祉は改善・向上しているか？《2》生活保護(1)

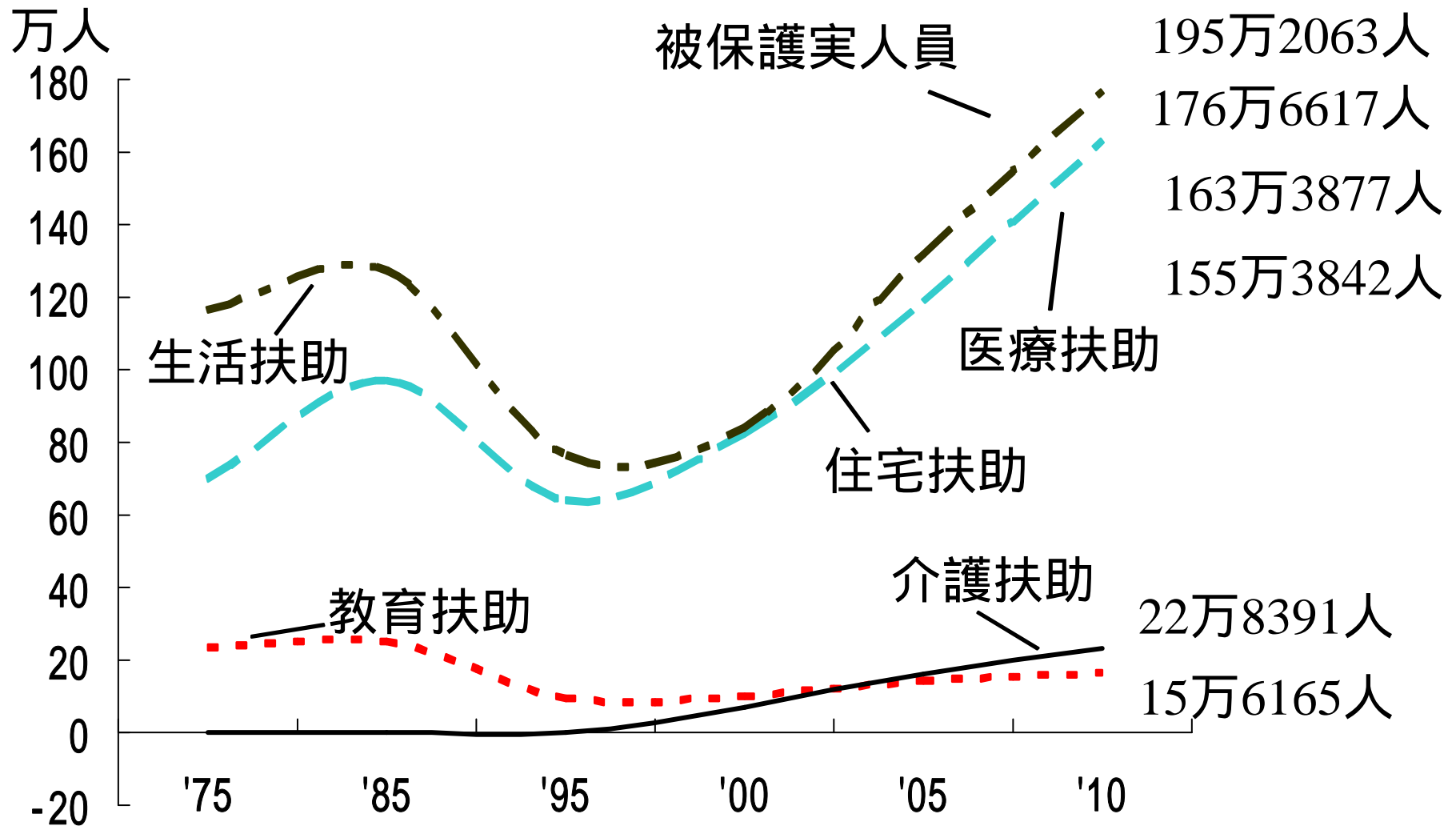
- 2) 買えない人が「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ための“最後のSafety Net”として、生活保護がある。

2012年6月現在、生活保護を受けている人は211万5477人となり、過去最多を更新。受給者数は2008年のリーマンショック以降は月に1万人ペースで増えていたが、増加数は前月より4661人で、これまでと比べ少なくなっている。受給世帯は154万2784世帯で、これも過去最多を更新。

内訳は、高齢者世帯が66万8568世帯で最多。病気や怪我をした人の世帯は29万8509世帯、働ける世代を含む「その他」は28万499世帯だった。厚生労働省は、秋にまとめる「生活支援戦略」の中で、受給者の自立を支援する施策を強化する考え。

(朝日新聞 2012年9月26日)

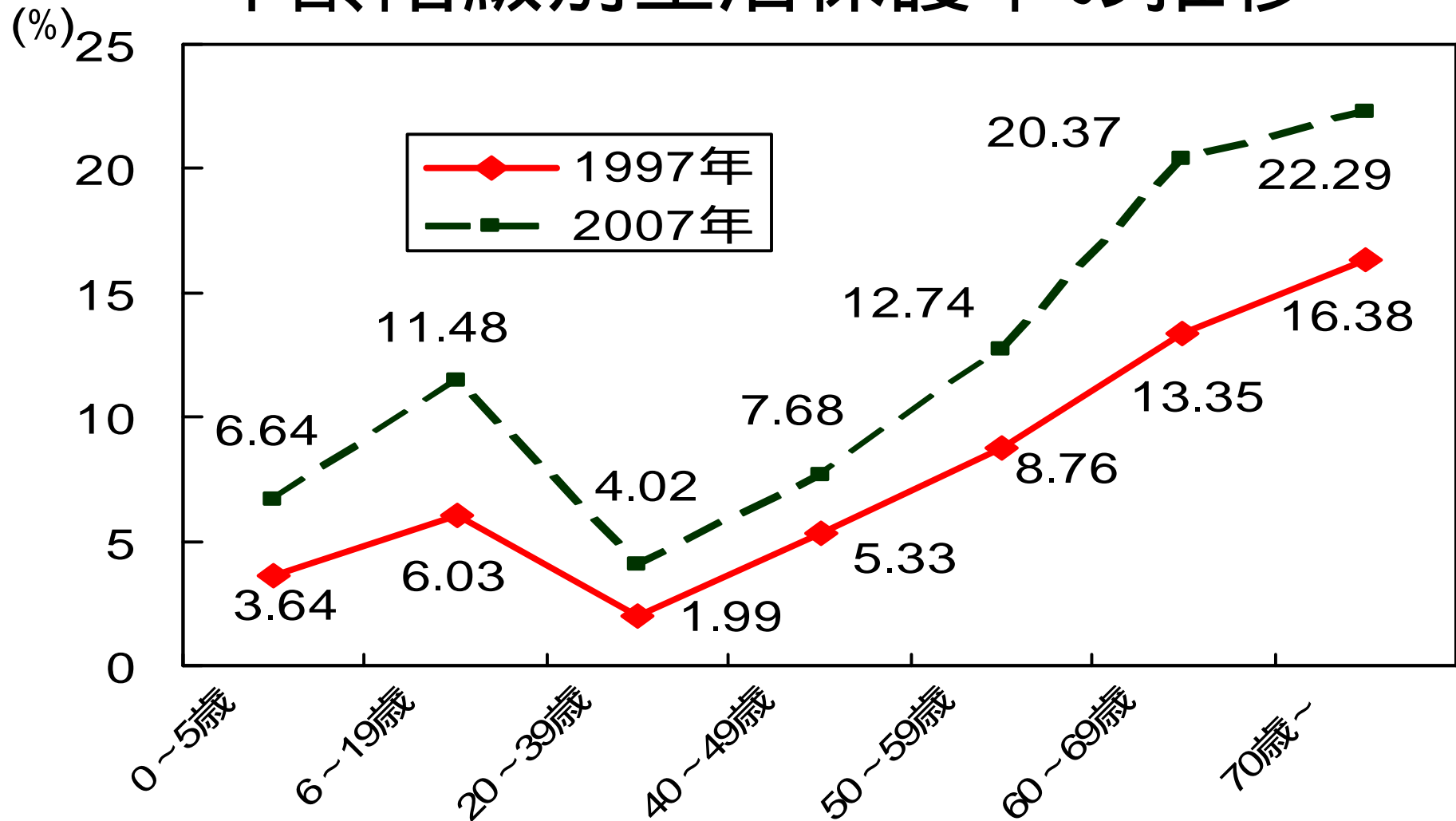
# 図4 扶助別被保護実人員の推移(1ヶ月平均)



資料 厚生労働省「社会福祉行政業務報告」

(国民の福祉と介護の動向 2012/13年版、187頁より)

# 経済的格差の拡大と高齢化 年齢階級別生活保護率の推移

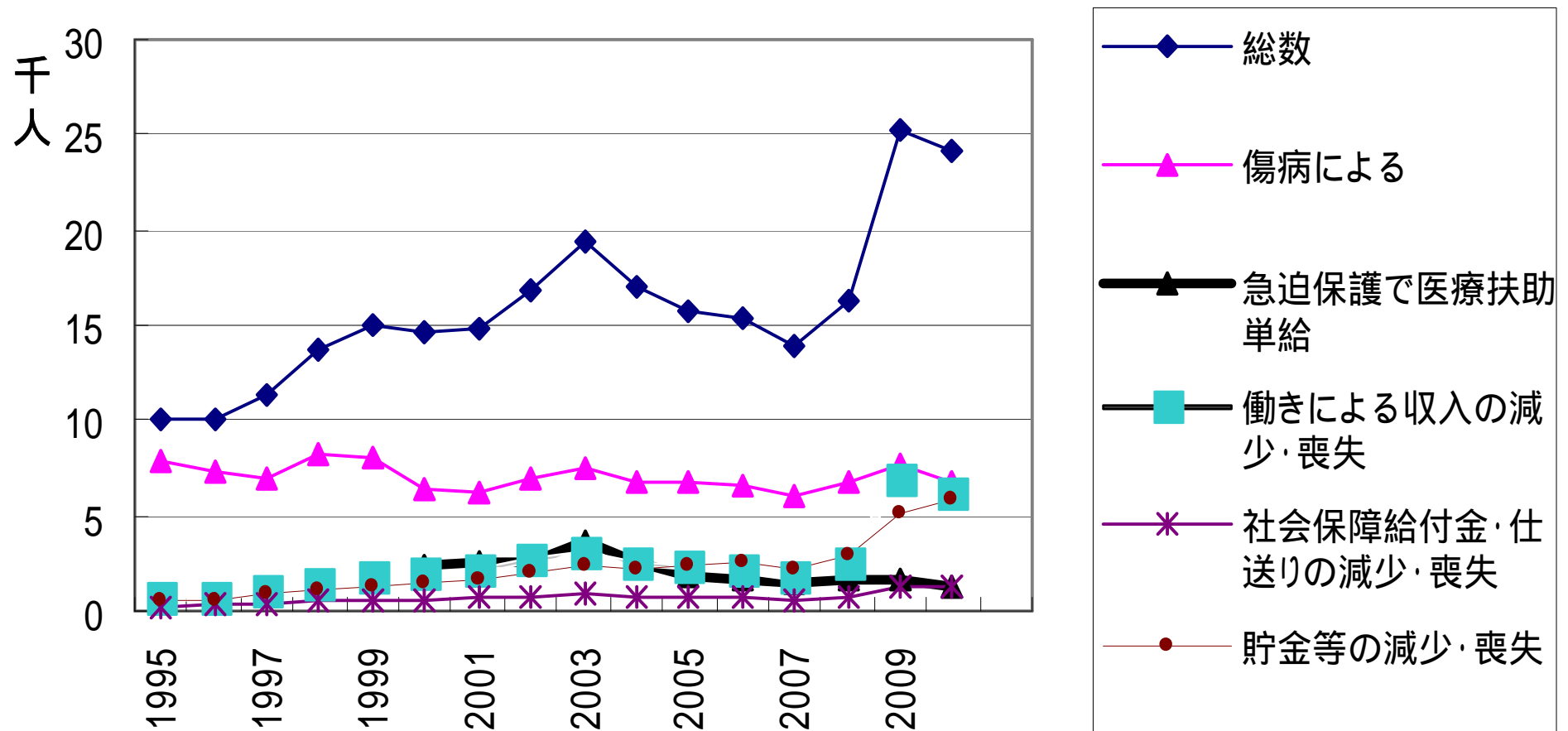


出典：「所得再分配調査」厚生労働省

『格差社会と新自由主義』坂井素思，岩永雅也 放送大学教育振興会 2011 p184

# 病苦と共に、生活苦が急増

## 主な開始理由別に見た保護開始世帯の年次推移



(国民の福祉と介護の動向 2012/13年版、253頁より)

# 生活保護(3) 自・公政権の政策

自・公政権は2004～09年に、生活保護の「見直し」= 削減を進めた。

- ・**老齢加算(70歳以上)**の段階的廃止  
1960年に創設(当時月額1,000円)。  
2003年度には1級地で17,930円。  
2004年度から段階的縮小、2007年度全廃。
- ・**母子加算(片親または両親無しの家庭)**の段階的廃止  
1949年に創設(当時月額350円)。  
2003年度には1級地で23,310円。  
2005年度から段階的縮小、2009年度全廃

# 生活保護の母子加算復活

- 民主党政権により、2009年度は予備費を使用して復活、2010年度も継続して支給。
- 母子加算の必要性は、“1人親の労作増加に対する補填、被服費、1人親による精神的負担をもつ児童の健全な育成を図るための費用などが余分に必要”（1980年中央社会福祉審議会生活保護専門分科会中間的取りまとめ）

# 老齡加算は廃止のまま

- 対象者が約31万人(2005年度)いた老齡加算は廃止のまま。
- 老齡加算の必要性は、“老齡者は咀嚼力が弱く良質な食品が必要。肉体的条件から、暖房費・被服費・保健衛生費等に特別な配慮が必要。交際費・墓参等に費用がかかる。”  
(1980年中央社会福祉審議会生活保護専門分科会まとめ)
- 2010年5月、東京高裁は、廃止は適法と判決。  
2010年6月、福岡高裁は、廃止は違法と判決。  
「厚生労働省の検討は不十分」「国の基準改定は社会通念上著しく妥当性を欠く」とした。
- \* 2012年2月、最高裁は東京高裁で敗訴の原告側の上告を棄却し、原告敗訴が確定。これに対し、日弁連会長は3月に、「行政の違憲・違法な措置を追認した不当なもの」と批判。

# 「水際作戦」の結果起きた犯罪

- 下関駅放火事件の経過報道

テレビ朝日 ニュースステーション

2006年11月30日 約12分

# 下関駅放火事件の経過概要

2006年1月に下関駅が放火により駅舎東口が全焼した事件。犯人は74歳の「累犯障害者」で、前日北九州区役所に生活保護を申請したが「住所がないとダメ」と拒否され、隣駅までの切符を渡され、寒さを凌いでいた下関駅を追い出されたことから放火したという。裁判で懲役10年の判決を受けたが、裁判長は「高齡でありながら、出所後に支援を受けられなかった」との斟酌事情を挙げた。

(以上、「ウィキペディア」と「共同通信」2008年3月26日記事による)

# 生活保護の「捕捉率」

「捕捉率」= 生活保護基準以下の生活者の中で、生活保護を受けている人の割合。

\* 高原千尋氏(2009年11月)によると、

**ドイツ:85~90%、英国:87%、日本19.7%**

日本の場合: 1999年に18.5%(駒村、2003)

2006年に19.7~16.3%(橘木ら、2006)

\* 厚生労働省の国民生活基礎調査(2007)では、

**32.1%**と公表(2010年4月)

いずれにせよ、日本は低率!

# 札幌姉妹死亡事件(2012年1月発見)

- 2012年1月20日 札幌市白石区のマンションで、女性2人の遺体を警察が発見
- 1月25日 2人は、姉が佐野湖末枝(こずえ)さん = 42歳、妹が恵さん = 40歳と判明。
- 白石署によれば、姉は11年末～12年初めに脳内血腫で病死。妹は1月上旬～中旬に凍死と推定。
- 2人の収入は妹の(知的障害の)障害年金月額66,008円のみ。料金滞納でガスが11月末に止められ、ストーブが使えず、姉の急死後、恵さんが飢えと寒さで死亡と推定。
- **姉が2010～11年に3度、生活保護の相談をしていたが、役所は3度目に「非常食14缶」を与えただけ。役所は生活困窮を知りながら、職権による保護をしなかった。**

# 生活保護法(1950年制定)

第1条(法律の目的):この法律は、**日本国憲法第25条に規定する理念に基づき**、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その**最低限度の生活を保障する**とともに、その**自立を助長する**ことを目的とする。

第4条(**保護の補足性**):保護は、生活に困窮する者が、その利用しうる資産、能力その他**あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として**行われる。

2. 民法に定める**扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。**

3. **前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。**

# 生活保護法 続き

第7条(申請保護の原則):保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

第25条(職権による保護の開始及び変更):保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもって保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。

# 生活保護制度「見直し」の動き

1. 切れ目のない就労・自立支援とインセンティブ(片平註:誘因)の強化
2. 健康・生活面等ライフスタイルの改善支援
3. 医療扶助の適正化
4. 不正・不適正受給対策の強化等
5. 地方自治体の負担軽減

(厚生労働省:第8回社会保障審議会 生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会資料、2012年9月28日)

# 生活保護制度 「見直し」への意見 (厚生労働省特別部会、2012年10月17日)

## 1. 花井圭子・連合総合政策局長:

保護基準切り下げ反対。扶養義務徹底、扶養義務者調査の強化、受給者の健康管理の責務は慎重に。

## 2. 尾藤廣喜・生活保護問題全国連絡会議代表幹事:

厚生労働省案基本認識の誤りを3点にわたり指摘(高齢者の貧困拡大・年金制度の不備黙過、就労指導強化 = 就労自立の認識と「不正受給」強調の誤り)。福祉専門職採用の強化、職業訓練充実、稼働層への締付けを強化せずに本人の希望尊重、調査・指導権限・扶養義務・利用者管理の強化は問題、医療扶助の入院対策欠落等を指摘。

# 貧者に厳しい政策は何故？

- 以上のように、「格差増大社会」を是正せず、逆に助長するかの如く、貧困層に厳しい施策を取るのは何故か？
- そのキーワードは「新自由主義」  
(Neo-liberalism? Neo-conservatism?)
  - 米国：ロナルド・レーガン
  - 英国：マーガレット・サッチャー
  - 日本：中曽根康弘、小泉純一郎

# 新自由主義の政策的特徴(1)

「シカゴ学派」のフリードマンらの経済思想

1. 福祉政策は「怠け者」を多数生み出し、1970年代から先進諸国を悩ます財政赤字を生み、経済を停滞させ、社会の道徳を低下させた。
2. 福祉予算を削減すれば、「怠け者」たちは仕事を探し、自立するようになるし、財政赤字の削減にも役立つだろう。社会保障は、それでも働けない高齢者や障害者などに対する最小限の福祉的なものにする。

## 新自由主義の政策的特徴(2)

3. 経済を立て直すには、供給側、つまり生産の強化がされるべきで、そのための投資資金を生みだすため、**所得税や法人税の減税を断行すべき**である。とくに高所得者層に対する減税は、**可処分所得が大きい**ので**効果**が大きい。
4. 経済の立て直しには、労働規制、経済規制をはじめ**各種の規制を緩和**し、できるだけ企業の自由に任せるべきである。
5. **行政にも市場原理を導入**し、効率を図り、財政赤字の削減をねらう。

(五十嵐敬喜、小川明雄 著『市民版行政改革—日本型システムを変える』岩波新書、P.125、1999)

# 中谷巖氏の批判(“懺悔”) その3

- 「・・・新自由主義思想には、格差の拡大を正当化こそすれ、それを是正して、**みなが幸福な社会、みな**  
**が心豊かに暮らせる社会を作ろうという意図は皆無**  
である。そこにあるのは、あくまでも個々人の幸福追  
求であって、**社会全体の幸福実現は二の次、三の**  
**次でしかない。**」

(中谷巖「資本主義はなぜ自壊したのか 『日本』再生への提言」35頁、集英社文庫、2011)

# 日本の社会保障・社会福祉の 改善・向上のために

このような「新自由主義」の見直し(撤廃!)が必要。

- 1) 税制・社会保障の改革による、所得再分配の推進
- 2) 「要援助者」の社会的排除 (Social exclusion) を排除し、ソーシャル・インクルージョン (Social inclusion) のための施策を進め、共生社会を作る。
- 3) 「要援助者」となる原因を解明し、除去可能な原因の除去

## 5 . 社会保障の推進力は何か — 社会保障裁判について

### 1) 朝日訴訟

1957年 朝日茂、厚生大臣を被告として東京地裁に提訴

提訴理由： 結核患者であった朝日氏は、生活保護により日用品費月額600円を受けていたが、福祉事務所は、要求による実兄の1500円の仕送りを収入認定して日用品費を打ち切り、残額900円も医療費として自己負担させた。朝日氏は不当であるとして行政不服申立てをしたが、却下されたので提訴した。(当時労働科学研究所の藤本武らは、最低生存費は4000円、最低生活費は7000円と報告していた。)

## 5. 社会保障の推進力は何か — 社会保障裁判について

### 朝日訴訟 (続)

1960年 一審判決は原告朝日が勝訴。

1961年 生活保護基準の大幅アップ

1963年 二審判決は原告朝日が敗訴

1964年 朝日氏死去

1967年 最高裁、訴訟終結を宣言

## 5 . 社会保障の推進力は何か — 社会保障裁判について

### (2) 藤木訴訟

< 第1次 > 長期療養中に夫の扶養を失った藤木イキが生活保護を申請したが、福祉事務所は、別の女性と同棲しながら離婚を迫っていた夫と同一世帯と認定し、保護申請を却下したため、1969年に提訴。東京地裁は、1972年に原告勝訴判決を出し、確定。「第2の朝日訴訟」と呼ばれた。

< 第2次 > 藤木は、弁護士費用を生活保護費から支給するよう求めたが、1審棄却、2審中に原告が死亡し相続人が継承したが、2審・上告審とも棄却。

## 5 . 社会保障の推進力は何か ー 社会保障裁判について

### 3 ) 高(たか)訴訟

脳性小児麻痺の後遺症のため、身体障害者手帳1級の交付を受け生活保護を受給していた高眞司が、石川県条例にもとづく心身障害者扶養共済年金を収入とみなし生活保護費を減額した福祉事務所の処分は違法であるとして、福祉事務所長を相手にその取消しを求めた行政訴訟。

一審の金沢地裁(1999年)、二審の名古屋高裁(2000年)共に原告勝訴の判決が下され、最高裁でも2003年に勝訴。

(矢嶋里絵「社会福祉辞典」大月書店、2002年をもとに作成)

# 生活保護受ける窓口、違法

## さいたま地裁 三郷市に賠償命令

埼玉県三郷市に生活保護を申請したのに受け付けてもらえなかったとして、住民が市に慰謝料など約17万円の賠償を求めた訴訟で、さいたま地裁(中西茂

裁判長)は20日、「生活保護を申請する権利を侵害した」と認め、約530万円の支払いを市に命じる判決を言い渡した。

判決はまず、申請を受けた際の行政の対応について、「親族の扶養や援助を

受けるよう求めなければ、申請を受け付けな」とい

った職員の発言によって住民が申請できなかった場合には、職務上の義務違反が生じるとの判断を示した。

今回のケースでは、原告が数回にわたって市の窓口を訪れていたのに、市側が原告に働くことや身内からの援助を受けることを繰り返し勧めたため、「原告は生活保護を受けられないと誤信した」と指摘。市側の

対応に過失があったと結論つけた。

判決によると、原告は三郷市に住んでいた夫婦と子供3人。夫が2004年に

白血病で倒れ、収入が途絶え、妻は05年2月から教員にわたって生活保護の相談をしていた。

原告側代理人の弁護士によると、生活保護の窓口で申請を受け付けない行政側の「水際作戦」が横行しているといい、「警鐘を鳴らす意味で、この判決の意義は大きい」と話した。

三郷市生活ぶくし課は「判決内容を十分精査して対応したい」としている。(高橋孝子)

### 自治体の水際作戦に警鐘

生活保護問題に詳しい首都大学東京の岡部卓教授の話。生活保護の申請時に就労や親族扶養を強く求める窓口規制が、常態化している自治体もある。生活保護

た。最後のセーフティーネットとして、制度の適正な運用を自治体に求めた点で非常に意義がある。

# 社会保障推進の主な運動団体

## 1) 全国生活と健康を守る会連合会 (全生連)

1954年に「仕事と生活と医療の保障」要求を掲げて誕生。「人間らしく生きる権利と平和を守る」ことが活動の目的。本部事務局は東京・新宿。

## 2) 中央社会保障推進協議会 (中央社保協)

1958年に日本の社会保障制度の改善をめざして、労働組合、医療、福祉関連諸団体、女性団体等の組織により創設。本部事務局は東京・神田淡路町。各自治体の地域社保協もある。

## 3) 全国生活保護裁判連絡会 (裁判連)

1995年に結成された団体。生活保護や社会保障に関わる裁判の支援や権利擁護の活動をしている。

## 4) 反貧困ネットワーク

2007年に発足。「人間らしい生活と労働の保障を実現し、貧困問題を社会的・政治的に解決すること」が目的。賛助・サポーター会員を募集中。

\* 以上の団体のHPは、略称で検索できます。他にも、多くの団体があります。

# 野田政権「税と社会保障の一体改革は、 社会保障を「改善」？「改悪」？(2)

## B. 社会保障は、

- 1) 先ず「**自助**」(**自己責任!**)、次に「**共助及び公助**」  
(「**家族相互及び国民相互の助け合い!**」)
- 2) **年金・医療・介護**は「**社会保険制度を基本**」とし、**公費負担**は「**国民負担の適正化に充てる**」、つまり、**可及的に削減可能!**
- 3) 社会保障経費は、「**応能負担**」ではなく、「**あらゆる世代**」(**貧しい高齢者や、無収入の赤ちゃんも!**)が「**広く公平に分かち合う観点**」から、**消費税**を充当。
- 4) 「**附則**」で**生活保護制度改悪**を企図。  
(2012年8月に民自公3党が成立させた「**社会保障制度改革推進法**」の骨子。これは、まさに**大改悪!!**)

# 「社会保障制度改革推進法」批判

- 国による生存権保障及び社会保障制度の理念そのものを否定するに等しく、憲法25条に抵触するおそれがある。…**社会保障制度の根本的改悪、削減を目指すもの。**(日本弁護士連合会)
- 社会保障費**抑制推進法**。生活保護制度を利用せざるを得ない社会構造に目を向けず、制度利用者に対する厳格な対応のみが目立つ。**今後の国民生活に深刻かつ重大な影響を及ぼす。**(生活保護問題対策全国会議)
- 自己責任で失業、病気、障害、老後の備えをしるというもの。**社会保障の考え方を根本から否定する憲法違反の法律。**「構造改革路線」を復活させ公的責任の放棄を法律で明文化する大変危険な内容。社会保障に営利市場化への道をひらく。(全日本民医連)

# 「不公平税制是正で28兆円の財源」

- 税理士等による「不公平な税制をただす会・財源試算研究会」の2011年度試算によると、「加盟国中最も不公平な税制度」(OECD)の日本の税制度を是正すれば、国税で16兆7308億円、地方税で11兆3800億円、合計28兆1108億円の財源が創出できて、消費税等の「庶民増税」によらない社会保障充実が可能であり、また、震災復興国債の発行は大企業の金余り220兆円で行うべきとしている。

(富山泰一「庶民増税によらない社会保障充実と震災復興への道」あけび書房、2011年。)

## 介護の心 ~ むすびに代えて

「言うまでもなく私たちの生命は、たったひとつしかないかけがえのないものです。誰にも替えることのできない大切な存在です。命の重たさに気づき、**かけがえのない自分**に気づき、その自分を大切に扱うことです。**自分を大切に扱える人が、他人を大切にできる人**なのです。」

(米山淑子(としこ)「思いやりのひとこと」一橋出版、**2003**)